

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第17条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第31条 市民税の納税義務者が <u>第29条第1項</u>、若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第17条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>第30条 (省略)</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項各号に掲げる事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第31条 市民税の納税義務者のうち第29条第1項、若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p>

改正案	現行
<p>(退職所得申告書の不提出に関する過料)</p> <p>第 59 条 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、<u>10 万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第 69 条 (省略)</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>9 住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第 83 条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 349 条の 3 第 <u>12 項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 349 条の 3 第 <u>12 項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。</p> <p>(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 75 条 前条第 2 項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10 万円</u>以下の過料を科する。</p>	<p>(退職所得申告書の不提出に関する過料)</p> <p>第 59 条 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、<u>3 万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(固定資産税の課税標準)</p> <p>第 69 条 (省略)</p> <p>2～8 (省略)</p> <p>9 住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地をいう。以下この項及び第 83 条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び法第 349 条の 3 第 <u>11 項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額とする。</p> <p>10 小規模住宅用地(法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第 1 項から第 6 項まで及び前項並びに法第 349 条の 3 第 <u>11 項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 6 分の 1 の額とする。</p> <p>(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 75 条 前条第 2 項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>3 万円</u>以下の過料を科する。</p>

改正案	現行
<p>2・3 (省略)</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第84条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第83条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第97条 軽自動車等の所有者等又は第91条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(たばこ税に係る不申告に関する過料)</p> <p><u>第108条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第106条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p>	<p>2・3 (省略)</p> <p>(固定資産に係る不申告に関する過料)</p> <p>第84条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第83条又は法第383条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第97条 軽自動車等の所有者等又は第91条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第116条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p><u>(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)</u></p> <p>第122条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から<u>10日</u>以内とする。</p> <p>(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第128条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第116条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第128条 前条第2項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>(事業所税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 136 条の 2 <u>事業所税の納税義務者が正当な理由がなく第 133 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 134 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u></p> <p>(事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 139 条 前条の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10 万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第 142 条 (省略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 23 項、第 24 項、第 26 項又は第 28 項)の<u>規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第 343 条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 (省略)</p>	<p>(事業所税_____に係る不申告に関する過料)</p> <p>第 139 条 前条の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>3 万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第 142 条 (省略)</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第 349 条の 3 第 9 項から第 11 項まで、第 23 項、第 24 項、第 26 項、<u>第 27 項、第 29 項又は第 31 項から第 33 項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第 343 条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第 16 条 (省略)</p> <p>2 法附則第 15 条第 1 項, <u>第 6 項, 第 16 項, 第 22 項から第 30 項まで, 第 32 項, 第 35 項若しくは第 37 項</u> _____, 第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第 142 条第 2 項中「又は第 28 項 _____」とあるのは「若しくは第 28 項 _____ 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 16 条の 2 (省略)</p> <p>2~4 (省略)</p> <p>5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について, 同項の規定の適用を受けようとする者は, 当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し, かつ, 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号) <u>第 7 条第 1 項の登録</u> _____ を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>6~10 (省略)</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第 16 条 (省略)</p> <p>2 法附則第 15 条第 1 項, <u>第 9 項, 第 23 項, 第 26 項, 第 30 項, 第 31 項, 第 33 項から第 36 項まで, 第 38 項, 第 40 項, 第 41 項, 第 43 項若しくは第 46 項, 第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り, 第 142 条第 2 項中「又は第 31 項から第 33 項まで</u>」とあるのは「若しくは第 31 項から第 33 項まで 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 16 条の 2 (省略)</p> <p>2~4 (省略)</p> <p>5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について, 同項の規定の適用を受けようとする者は, 当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し, かつ, 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号) <u>第 31 条の規定による認定</u> _____ を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>6~10 (省略)</p>

改正案	現行
<p><u>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)</u></p> <p><u>第 43 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 14 条の 3 及び附則第 14 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 14 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 14 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」とあるのは「法附則第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、同条第 2 項第 2 号中「租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」とする。</u></p>	

芦屋市市税条例の一部を改正する条例（平成20年芦屋市条例第24号）新旧対照表

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>2～5（省略）</p> <p>6 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第33条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。</p> <p>7～12（省略）</p> <p>13 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に地方税法の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第39条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲</p>	<p>附則 （個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条（省略）</p> <p>2～5（省略）</p> <p>6 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第33条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。</p> <p>7～12（省略）</p> <p>13 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に地方税法の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第39条の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲</p>

改正案	現 行
<p>渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第39条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第39条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第39条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。</p> <p>14～17 (省略)</p> <p>18 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例附則第40条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。</p>	<p>渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第39条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第39条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第39条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する金額とする。</p> <p>14～17 (省略)</p> <p>18 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第40条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。</p>